

奈良市子どもセンター長 様

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する

第三者評価

報告書

(令和7年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で奈良市子どもセンター一時保護施設の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2024年度こども家庭庁調査研究事業「【改訂版】一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

67項目について、一時保護施設職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護施設へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表）等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) 会計年度任用職員ヒアリング
- (6) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (7) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (8) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護施設が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	4
第Ⅰ部 こども本位の支援	9
第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制	11
第Ⅲ部 一時保護施設における支援	13
第Ⅳ部 一時保護施設の管理運営	16
アンケート結果	
こどもアンケート結果	17

総評

(2025年11月10日(月)～11日(火) 実地調査実施分)

総 評

本一時保護所は、明確な理念と高い権利擁護の意識のもと、全国的にも極めて高い水準で運営されています。定員 12 名という中核市の規模を活かし、子ども本位の支援が組織全体に深く浸透しています。

そして、設置から 4 年目となり、新たな段階に向けて、一時保護所職員の高い志と意欲を土台に一丸となった取組みが期待されます。

○権利擁護と意見表明支援（アドボカシー）

- ・意見箱、子ども会議、外部アドボケートなど、子どもの声を聴くための多層的な仕組みが適切に機能しています。
- ・子ども会議での提案は、実際のルール変更や環境改善に反映されており、子どもの主体性を尊重する姿勢が明確に表れています。
- ・権利ノートは、子どもが職員と話をしながら自ら書き込む形をとっており、大変分かりやすい内容になっています。また、アドボケートとの連携も意識されており、とても効果的な活用が行われていますが、子どもが手にできるタイミングについては、できるだけ早期となるよう手順の見直しを図るとより良くなると思料します。

○日常生活に近い生活の保障

- ・職員が一丸となった尽力により、半数以上の学齢期児童の学校通学を実現している点は、先駆的であり、全国のロールモデルとなるものです。
- ・記念日や個人の事情に配慮した質の高い食事や、家庭的な生活に近い形の入浴ができる浴室数など、心身の回復を支える環境が整っています。

○医療・職員体制

- ・小児科医の常駐、児童精神科医への定期受診、診療所機能を有する保健室の設置など、先進的な取組みが行われています。子どもの健康管理という面だけでなく職員にとっても大きな安心材料となっています。
- ・会計年度任用職員の方々が研修に参加しやすい仕組みと環境がしっかりと構築されています。これは職員全体のモラル向上に大きく寄与しており、全国のロールモデルとなるとても素晴らしい取組みです。

○業務の効率化による時間の創出

- ・「1 日 3 回の引き継ぎ会議」や「丁寧な観察会議」「臨機応変な協議」などの対面連携は、子どもの状態を共有し支援の質を高めるための重要な取組みであり、より良いケア環境を構築するための強固な基盤となっています。しかし、その分子どもとの関わりの時間が少なくなってしまうと見受けられます。今後は、ICT の活用やファイル資料を工夫することで、事前の情報共有、会議のスリム化ができると思料します。そこから生まれた時間を、所外活動や子ども一人ひとりの要望に応える「直接的な関わり」に充てることが可能となり、支援の質がさらに高まることが期待されます。

なお、令和 4 年度に実施された一時保護所第三者評価の報告書の指摘を踏まえた上で、改善が進んだ点および今後の課題について、以下にまとめます。

<前回評価での指摘事項のうち、改善された・取組が進められていると評価した点>

- ・相談部門との情報共有（特に ICT システムの活用等）
- ・子どもが表明した意見について、組織として模索する努力

- ・スピードが求められるような判断に関する管理者の「管理・運営的機能」「教育的機能」「支持的機能」を担うスーパバイズと、それぞれの役職が担う役割についての明確化
- ・研修に参加する十分な時間の確保
- ・今後増えてくる第二世代以降の職員に、その背景にある考え方も含めて継承していく仕組みの検討
- ・年間の事業計画の作成
- ・私服の着用、子どもが自由に選択できるだけ衣服を確保
- ・子どものニーズを踏まえた、生活に関する物品の調達
- ・学習時間以外の自由時間や、子どもたちの構造化されていない時間における柔軟性のあるプログラムの工夫
- ・職員の経験の積み上げを活かしたマニュアルのバージョンアップ
- ・一時保護所での対応の限界についての関係者間での共通理解

<今後も改善に向けた検討が必要だと思われる点>

- ・ 所外活動の実施
→所外活動の頻度が少ないという意見が、職員からも子どもからもあげられました。
少人数でのちょっとした外出の機会をつくる等、子どもたちが一時保護所の外に出られる時間をつくる工夫が必要と思われます。
- ・ シフト勤務であるが故の情報共有の課題
→日中の時間帯にも申し送りを行うことで改善されていますが、一方で職員が会議室にいる時間が長くなり、子どもと接する時間が少なくなっていることが新たな課題といえます。
対面・口頭でのコミュニケーションは重要ですが、ICT を上手く活用した情報共有の方法を検討する必要もあるように思われます。
- ・ 担当ケースが増加しても変わらぬ個々の丁寧な検討
→観察会議はしっかり時間を確保し実施できていますが、丁寧な検討 = 時間をかける、ではなく、検討の内容が重要であると考えます。課題だけでなく強みにも着目すること、行動観察の結果をどう支援に活かすか、支援方針に落とし込むという「目的」を持つことが大切です。目的を意識して検討を行うことで、短時間でもより内容の濃い検討につながると考えます。

<今回評価の対象外の事項（児童相談所の第三者評価において確認が必要な事項）>

- ・一時保護専用施設の誘致など、更なる受け皿の確保
- ・一時保護委託先での権利擁護の体制の確保

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>行動観察において、着目したストレンクスや課題といった行動観察の結果を、「見立て」や「支援方針」につなげていくことが望まれます。</p> <p>引き継ぎ・情報共有について、文書コミュニケーションを事前に行うことで効率的な対面協議を行うとともに、「アセスメントに直結する情報」と「生活支援のための情報」を分けて記載するなどにより、会議の時間配分の調整が容易になると考えられます。</p>

	<p>子どもからの要望等の提案は、その対応の可否理由や実施内容を掲示・可視化することで、子どもが自分の意見が丁寧に扱われていることを実感でき、職員との信頼関係が一層高まることが期待されます。</p> <p>研修を活用する方法として、「現場で活用できそうなこと」を集約・整理し、共有を図ると、即応的な効果を得ることができると思います。さらに、今後どのような研修が必要であるかを検討する材料となり得るなど、さらなる研修の充実を図ることができます。</p>
<p>児童相談所 (一時保護施設)</p>	<p>設置から4年目となり、職員の人事異動などさまざまな環境の変化が生じていると思いますが、その変化を強みにしていくためには、安定にとどまるのではなく、継続的に改善し続ける組織文化を定着させていくことが期待されます。例えば、以下のような取組みを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所や一時保護所で共通の権利説明のための文書を使用し、入所初期に必ず行う体制を構築すること ・私物の持ち込みや居室の施錠に関する運用、外出の機会をどう確保するか等、課題であると思われる事項について、どのように検討していくかを事業計画等に落とし込むこと ・「アセスメントに必要な情報」を先に類型化し、会議資料もその分類に沿って簡素化すること ・私物保管用ロッカーについて、現在の事務用金属製品から木やプラスチック等、温かみのある素材への変更を検討すること ・満室の際のインテーク部屋の代替確保策を事前に検討すること ・LGBTQ+の子どもへの配慮として、静養室の活用等による柔軟な居室配置の選択肢を整備すること ・情報管理体制の強化として、業務効率に影響が出る場合は職員全員へのPC配備を目指すこと
<p>設置自治体</p>	<p>職員の高い意識と行動により、中核市として児童相談所一時保護所を有するメリットを最大限に活用できていると思います。今後はさらに、奈良市に暮らす子どもの安心・安全と権利を守るために、以下のような一時保護所を支える部局の垣根を越えたより良い連携と支援が求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本一時保護所の質の高い運営を支える人員体制と予算を、安定的に確保すること ・他児相への視察を含む職員研修の機会を継続的に確保すること

国	<p>本一時保護所は、中核市の強みを活かした先進的な取り組みにあふれています。この強みは、児童相談所の設置を検討する中核市自治体に周知されるべきと考えます。</p> <p>さらに、奈良市への評価を踏まえ以下の点も強く求められます。</p> <ul style="list-style-type: none">・一時保護所における学校通学支援のガイドラインの策定と全国実施の促進・一時保護所の個室化・ユニット化を進めるための財政支援の拡充・一時保護所における常勤医師配置のための制度的・財政的支援の強化・第三者評価の実施結果の公表と共有ならびに活用の仕組みの整備
---	---

第 I 部 こども本位の支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

本一時保護所は、独自の理念に基づき、職員全体に高い権利擁護意識が共有され、日々の支援においても実践されている点が高く評価できます。理念を反映したマニュアルが整備され、周知も徹底されており、子どもの視点に立って一人ひとりを尊重する関わりが日常的に行われています。

子どもの権利保障については、入所時の「しおり」による説明に加え、子どもと共に作成する権利ノート、工夫された意見箱、毎月の子ども会議、アドボカシー制度の導入など、多層的な意見表明支援体制が整備されています。とりわけ、アドボケイトが日常的な関わりを通じて信頼関係を築き、子どもから安心できる支援者として認識されている点、また定期的な対応に加え緊急の要望にも応じている点は高く評価できます。さらに、子ども会議での意見が実際の環境改善につながっていることも、子どもの主体性を尊重する姿勢の表れといえます。

生活面においては、必要最小限のルールにとどめ、「しおり」もルール中心ではなく子ども主体の内容となっています。私物の持ち込みについては、従来「愛着物」に限定していましたが、令和 7 年 11 月に運用拡大し、子どもの自由や主体性を尊重しようとする一貫した姿勢が見られます。生活空間にもゆとりがあり、食事が手作りでもとてもおいしく、子ども同士の摩擦が生じにくい環境が整えられている結果、荒れた行動の痕跡が見られず、一時保護所において最も重要な「安心・安全」が高い水準で確保されていると考えられます。学校への通学を含む個別支援や、元教員の職員配置による学習支援など、保護期間中も子どもの生活の継続性を重視した支援が行われており、子どもたちの安定につながっている可能性が高いと判断できます。

一方で、いくつかの改善点も認められます。

権利ノートについては、一時保護所の姿勢を子どもに伝えるためにも、入所後できる限り早期に活用することが望まれます。権利説明についても入所初期から行うことで、アドボケイトの来訪がより充実したものになると思われます。また、一階の職員室が閉鎖的な印象を受けました。子どもが職員室にいる職員に話しかけやすいように、また職員も職員室から子どもの様子を確認しやすいような工夫が期待されます。

また、私物管理に伴い居室施錠がされているため、子どもにとって「自分の部屋」である居室に自由に入出入りができない状況にあります。「安全確保」と「子どもの主体性」とのバランスを踏まえた、慎重な検討が必要と考えます。子どもと話し、子どもの意向を聴きながら、何を持ち込むか、施錠するかを決めていけるとよいと思われます。

会議等において、傷つき体験を有する子どもの特性を深く理解し、課題（弱み）の指摘に偏ることのないよう意識の共有が求められます。具体的には、本人の強み（ストレングス）を肯定的に捉える視点とともに、どのような状態であっても「失敗しても大丈夫だ」と本人が安心できる関わりを大切にすることが期待されます。

国籍・文化・信条等への配慮や、LGBTQ+の児童への対応については、現時点で顕在化した事例はないものの、離れの静養室の活用、食事への配慮や礼拝時間の確保など、どんな対応ができるのか、引き続き検討していくことが大切です。

子どもの最善の利益には一義的な答えはなく、一時保護所においても、安全・安心・平等の確保とともに、自由や多様性への配慮が求められます。そのような中、本一時保護所は「子どもの最善の利益とは何か」を職員間で丁寧に問い続け、理念を実践に落とし込んでいる点で非常に高い水準にあります。全体として極めて評価が高く、上記の点についてさらに工夫と改善が進めば、より一層充実した一時保護所となることが期待されます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
No.2	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
No.4	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	S
No.5	個別支援を適切に行っているか	A
No.6	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.7	子どもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	A
No.8	子どもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
No.9	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
No.10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分に聞いているか	A
No.11	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
No.12	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
No.13	子どもの援助指針（援助方針）等に対する子どもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
No.14	一時保護施設での生活等に対する子どもの意見に対し、適切な対応を行っているか	A
No.15	通信、面会等に関する制限は適切か	A
No.16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	A
No.17	個別対応は適切に行っているか	A
No.18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	A
No.19	被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.20	子ども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	A
No.22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	A

第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>本一時保護所は、男女学齢児・幼児別にユニット化され、基準を満たす設備を有し、快適な生活空間が保たれています。加えて、定員超過や長期化もコントロールされているため、子どもが落ち着いて過ごせる環境が実現されています。</p> <p>生活面では、一般的な家庭用浴室が男女各2か所設置されていることにより、適切な時間帯での入浴、入浴時間の確保が可能となっています。また、子どもの要望に応じたレクリエーションの実施など、家庭的な雰囲気と子どもの主体性を尊重する配慮が高く評価できます。さらに、男女分離を基本としつつも、学習や遊びの場面で一般的な交流を持てる工夫もなされています。一方で、私物持ち込みの拡大に伴う紛失等防止の対応策である居室施錠は、子どもが自由に居室に戻ることができない状況となり、心の安穩の確保を妨げる懸念があります。</p> <p>職員体制は必要数が適切に配置されており、特に常勤医師の存在と児童精神科医の定期訪問は、職員の子ども一人ひとりの理解を深めるとともに、子どもの安心・安全にも大きく寄与しており、全国の模範となる取組みです。</p> <p>組織運営においては、管理職への信頼を基盤とした強いチームワークが発揮されています。職員研修には、会計年度任用職員も参加できる体制があり、組織全体で専門性を高めようとする「ワンチーム」の姿勢が確立されています。さらに、休暇取得も円滑に行われており、職員の健康保持と意欲維持が可能な良好な職場環境といえます。</p> <p>児童福祉司・心理司を始めとする児童相談所内部の円滑な連携は、単なる業務連携のみならず、一時保護所の支援にまで及んでいます。特筆すべきは、一時保護所に導入された里親ボランティアの活用であり、全国のロールモデルとなる先駆性が高いものです。児童相談所が一丸となった一時保護所支援の結実であるといえます。</p> <p>情報共有は、一日3回の引き継ぎ会や臨機応変的な協議などにより頻繁に行われています。この口頭ベースの密な情報更新による状況把握は、職員が安心して業務に臨む要素になっていると思料します。しかし、この情報共有の手法は、見直しの余地があると考えます。システム内の情報を上手く活用し、口頭で共有すべき情報、紙ファイルやシステム上で共有するほうがよい情報を整理することで、対面共有が必要な情報を精選することができます。さらに、職員から捻出したいとの声があった「子どもと向き合う時間」や「新たな活動」の時間の確保は、これらの会議時間の短縮や効率化により可能となります。安定感のあるルーチンワークを見直すことにはさまざまなハードルがありますが、子どもの最善の利益を確保するこのチャレンジに対応できる力を、本一時保護所は十分に有していると考えます。</p> <p>過去4年間で築き上げられたチームワークと安定した運営基盤は、本一時保護所の大きな強みです。今後は、この基盤の維持に留まらず、さらなる向上を期待します。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	A
No.24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	A

No.25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	A
No.26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	A
No.27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	A
No.28	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	S
No.29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	S
No.30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
No.31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	S
No.32	情報管理を適切に行っているか	B
No.33	ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか	A
No.34	医療機関と適切に連携しているか	A
No.35	警察等と適切に連携しているか	A

第Ⅲ部 一時保護施設における支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

本一時保護所は、「子どもの権利擁護」への意識が日々の会話やケアに自然体として組み込まれている点が大きな強みとして評価されます。特に、原籍校への通学を高い割合で実現していることは、子どもの社会的な日常の継続を支えるという点において全国的にも先進的な実践です。

さらに、情報共有・行動観察の仕組みはすでに密に機能しているため、今後は「情報の量の共有」から「一時保護解除後の支援に直結する、子どもの強みの視点を含めた情報にターゲットを絞った共有」へと高度化する段階にあるように思われます。さらに、満床時の居室運用など、想定外のオーバーフローへの備えを具体化することで、より強固な安全安心が期待されます。

緊急保護については、必要な体制は整備されています。相談部門との円滑な連携により、空き室やインテーク室等を柔軟に活用し、定員超過時でも受け入れができるよう工夫されています。一方で、ユニット内の正規居室は4室（各1名定員）とされており、方針を維持するほど「ユニット外での生活を余儀なくされる児童」への対応が課題となります。今後、満室状態が続き、インテーク室の転用や外部委託も困難なケースが重なった場合を想定し、居室外活用の際のゾーニングや安全確保の手順を具体化しておく必要があります。こうした備えを事前に行うことが、緊急保護の安全性と安心感をさらに高めるものと考えます。

生活支援は充実しており、子どもごとの個別プログラム、一人になれる時間・場所の確保など、個別性への配慮が確認されています。食事、入浴、衣類、誕生日等の記念的活動、遊び・余暇環境（漫画・ゲーム等）といった生活の基盤が丁寧に整えられ、虐待等の背景をもつ子どもにとって重要な「安心できる日常」が確保されています。無断外出が生じていない点は、子どもにとって安心できる生活環境が形成されていることを示唆します。特筆点としては、権利擁護が「説明やルールとして強調される」よりも、職員の自然な関わりとして日常的に浸透している点です。余暇活動については外出機会を増やそうとする姿勢も評価されます。これらの所外活動やその他個別支援においては、第Ⅱ部で述べた時間の捻出とあわせて、子どもの意見を聞き、その主体性を大切にしながら様々な活動計画を組まれていくことを期待します。

子どもの健康管理において、小児科医の常駐や所内に診療所機能を有することは、健康状態の把握や服薬管理、必要な医療行為の実施等を可能にするという点において非常に効果的であり、全国のロールモデルとして高く評価されます。

リスクの高い子ども等への対応は、職員の充実した対応や静養室運用で重大化しにくい工夫が見られます。障害児対応は、各領域ともに一定程度可能と見込まれる一方、障害児に対応できる委託一時保護の活用も選択肢であると考えます。

学齢児の半数以上が原籍校へ通学できている点は、職員が一丸となって実現した成果として、また全国の一時的保護所が目指す姿を具体化した先進実践として、高く評価されます。所内学習も教職経験のある職員が中心となり、学力や年齢に応じた教材・時間割が用意されるなど、丁寧な支援が確認されています。一方で、小学校低学年と中高生が同一空間で学習する際の難しさがあると考えられ、今後も柔軟な環境調整（場の分離、時間帯調整等）が期待されます。

引継会議や行動観察会議がルーチン化され、所内では複数回の引き継ぎが行われるなど、密な情報共有体制

が整っています。児童福祉司との間でも定期的に援助方針に関する協議の場が確保され、退所の伝え方・タイミングを含む重要情報が関係機関間で共有されています。児童福祉司・心理司との連携も、執務室が同フロアでつながっているという強みを活かし活発です。今後は、児童相談所の「システム内等におけるアセスメントや支援に直結する情報を意識して記録・共有する視点」および「観察会議等において課題だけでなく強みにも着目し支援に活かす視点」の強化が求められます。目的に沿って情報を整え、共有・更新する仕組みへ移行することが、次のステップとして期待されます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.36	緊急保護を適切に行っているか	A
No.37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
No.38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	A
No.39	食事を適切に提供しているか	S
No.40	こどもの入浴は適切か	S
No.41	こどもの衣服を適切に提供しているか	A
No.42	こどもの睡眠は適切か	A
No.43	こどもの健康管理を適切に行っているか	A
No.44	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	S
No.45	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
No.46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	A
No.47	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
No.48	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	A
No.49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	A
No.50	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
No.51	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
No.52	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	A
No.53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
No.54	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
No.55	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	A
No.56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	A
No.57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	A

No.58	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
No.59	一時保護施設からの退所に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A
No.60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A

第IV部 一時保護施設の管理運営

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>業務に必要なマニュアル類は適切に整備されており、毎年の見直しと改定のプロセスが確立しています。特に、マニュアル内で示される理念や指針は「子どもの権利」の観点から明確に定義されています。これらの指針が単なる形式にとどまらず、職員一人ひとりの高い権利擁護意識や行動規範の原点として浸透している点は高く評価できます。また、組織運営においては年度単位の事業計画に基づき、目標設定と定期的な振り返りを行う仕組みも機能しています。</p> <p>安全対策については、ヒヤリハット事例や過去のリスク事案を共有し、予見的な対応が図られています。特筆すべきは、安全確保を理由に子どもに過度な制限やルールを課すのではなく、「見守りによる防止」に注力している点です。避難訓練の実施、感染症発生時の隔離対応など、緊急時および日常の健康管理体制についても、マニュアルに基づいた体制が整えられています。</p> <p>職員研修は会計年度任用職員を含めて参加が促進され、外部評価の受審を含め、組織全体で質の向上を目指す姿勢が認められます。この研修の実効性を高めるためには、多様な研修を共通の理念に基づいて体系化し、得られた知識をいかに現場実践の課題を明確にして改善していくかというメタ認知を促進する整理が有効であると考えます。運営年数が長くなっても慣れによる停滞を招くことなく、継続的な改善意欲を維持していくことが期待されます。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	A
No.62	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
No.63	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.65	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
No.66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
No.67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	A

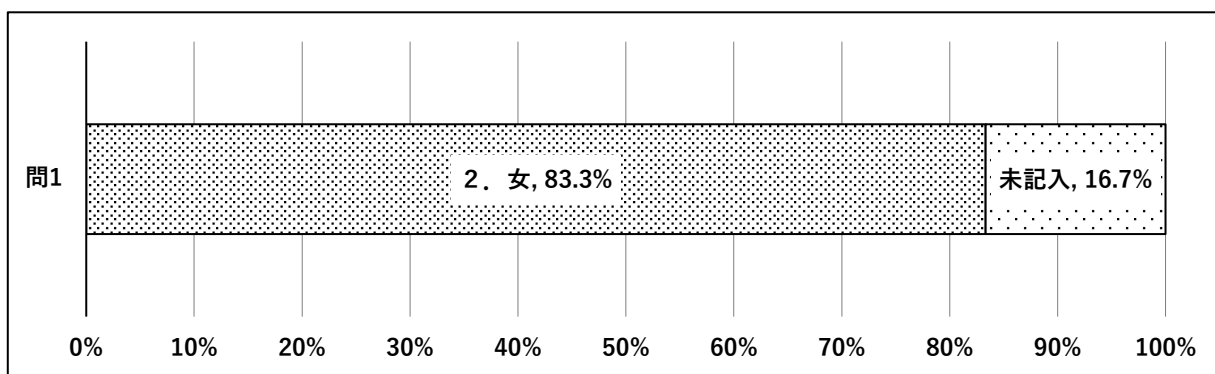
こどもアンケート結果

(2025年9月実施)

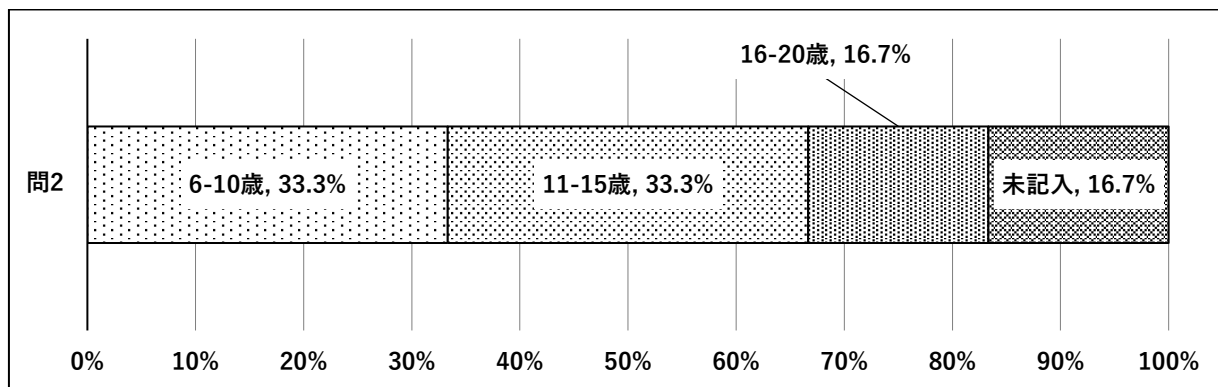
対象：上記期間内に一時保護施設へ入所中の子ども

回答者数：6人

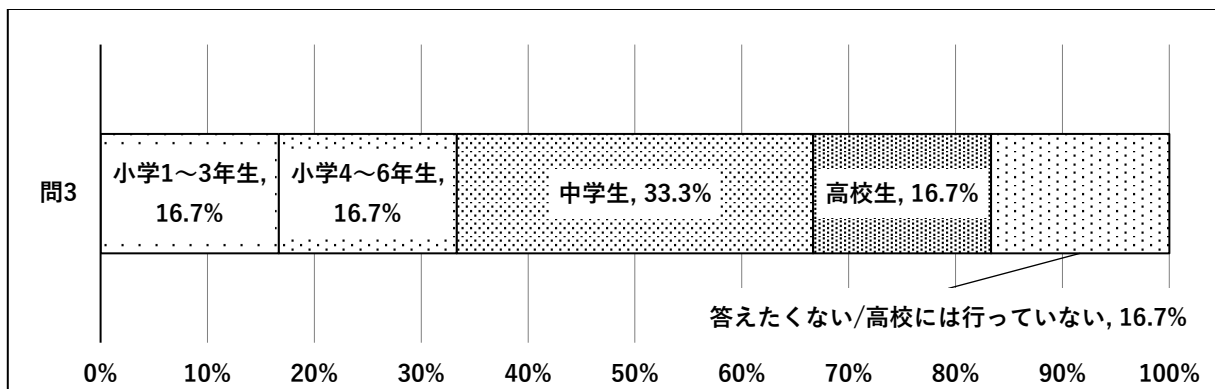
問1 性別は。



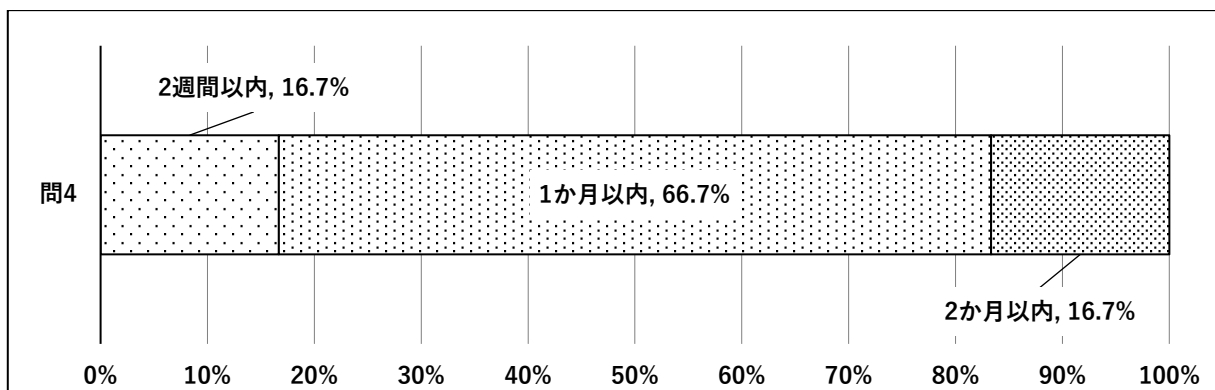
問2 年齢は。



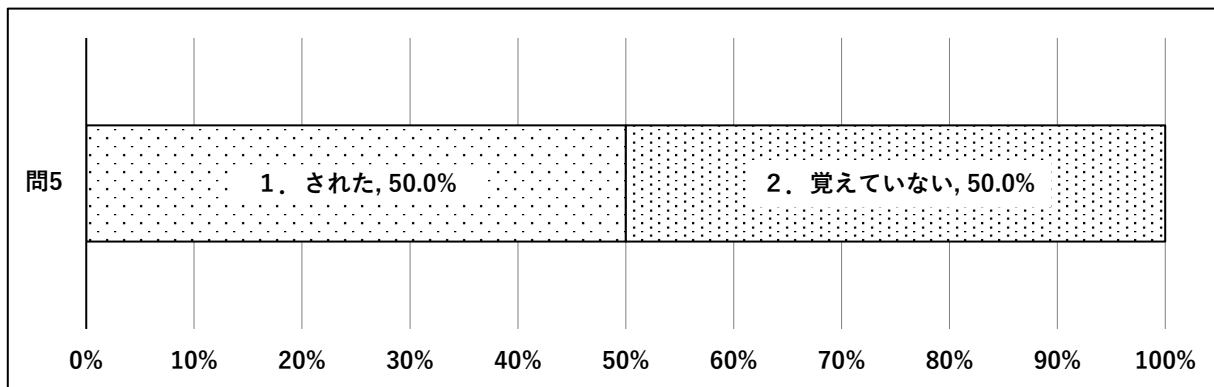
問3 学年は。



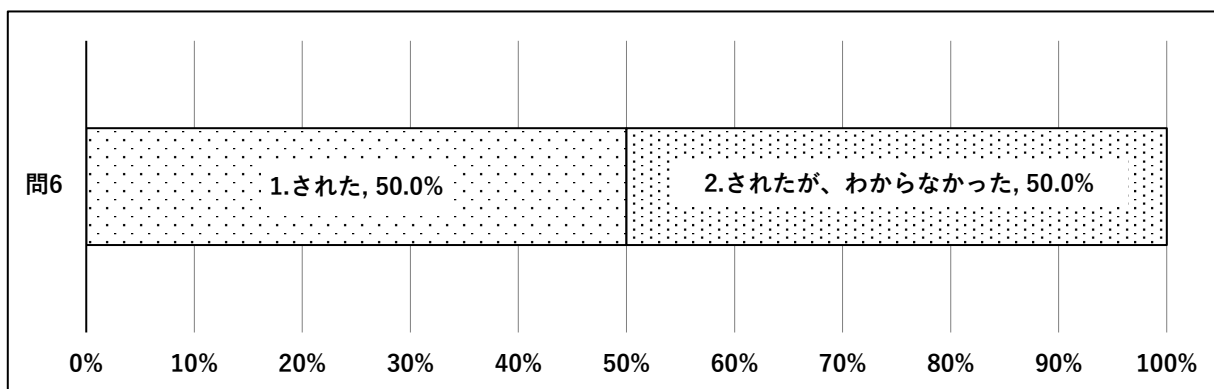
問4 ここ(一時保護施設)に来た日から今日で何日目ですか。



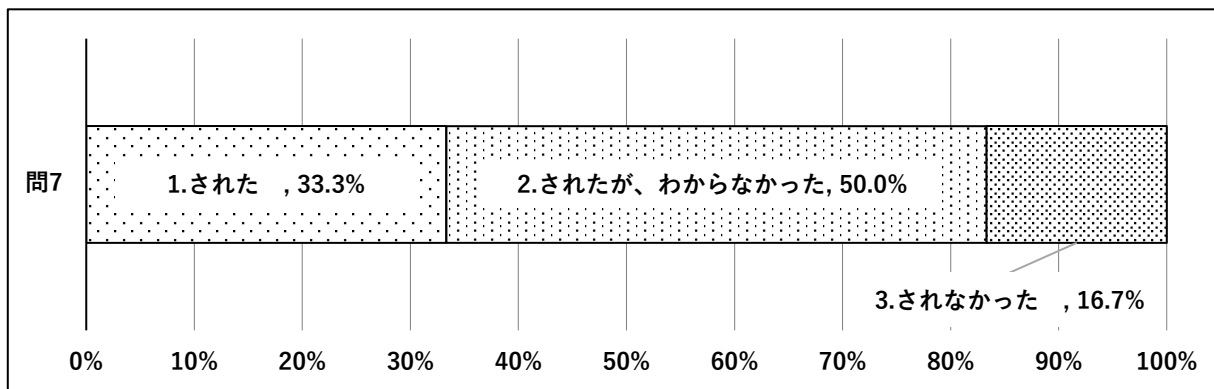
問5 ここに来る前に一時保護施設がどのような所なのか説明されましたか。



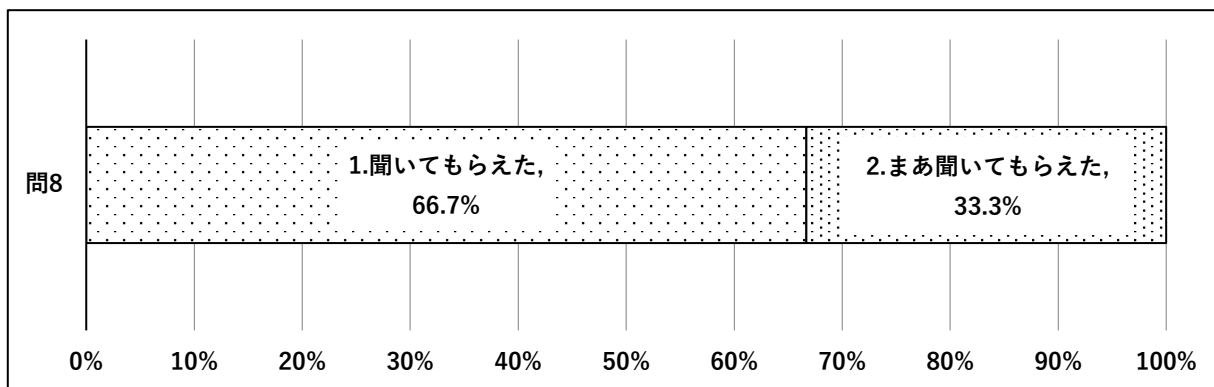
問6 あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。



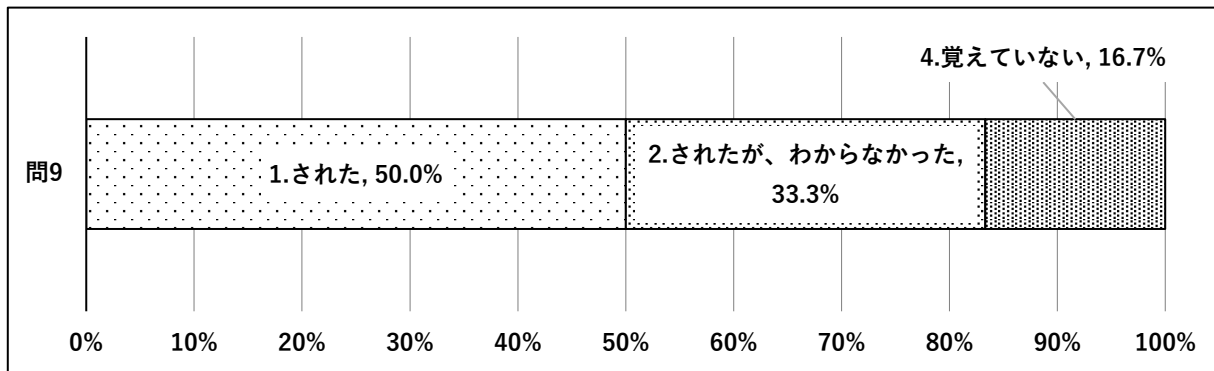
問7 ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、担当の人から話をされましたか。



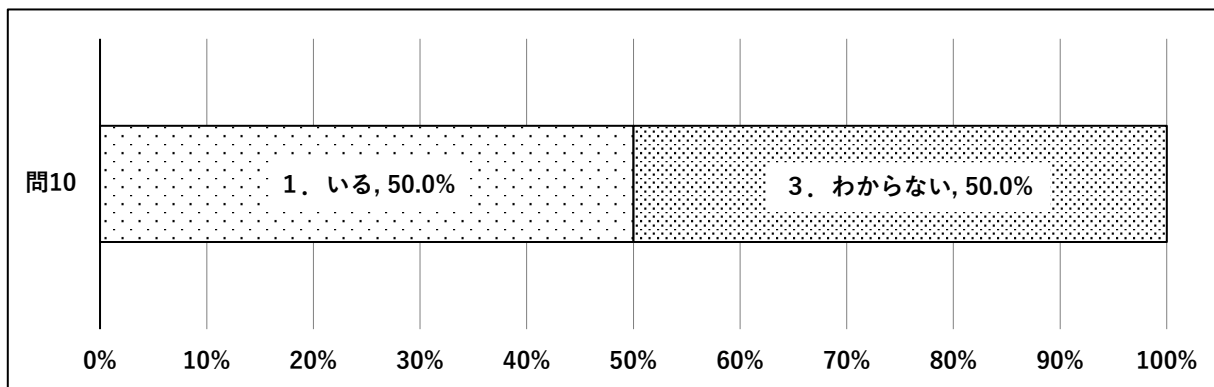
問8 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。



問9 この職員や児童相談所の人から、「こどもの権利」について説明されましたか。

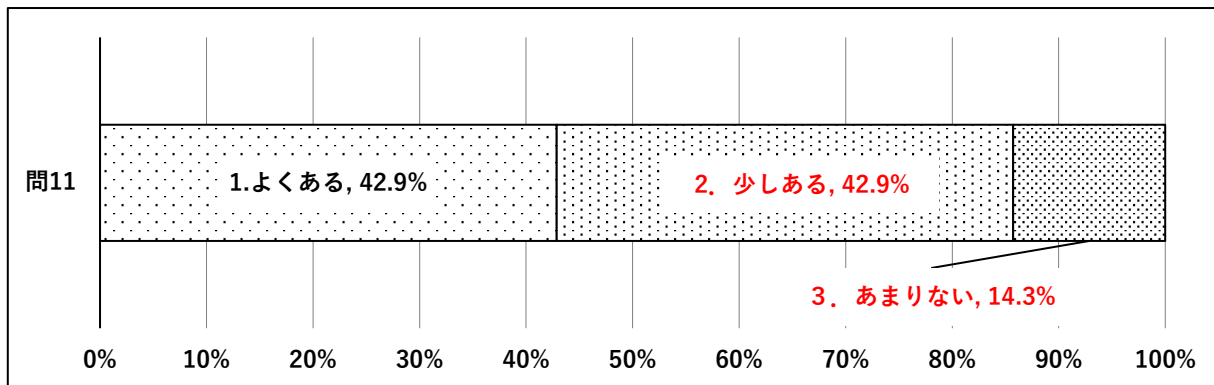


問10 この職員や児童相談所の人で、あなたがなんでも話せる人はいますか。

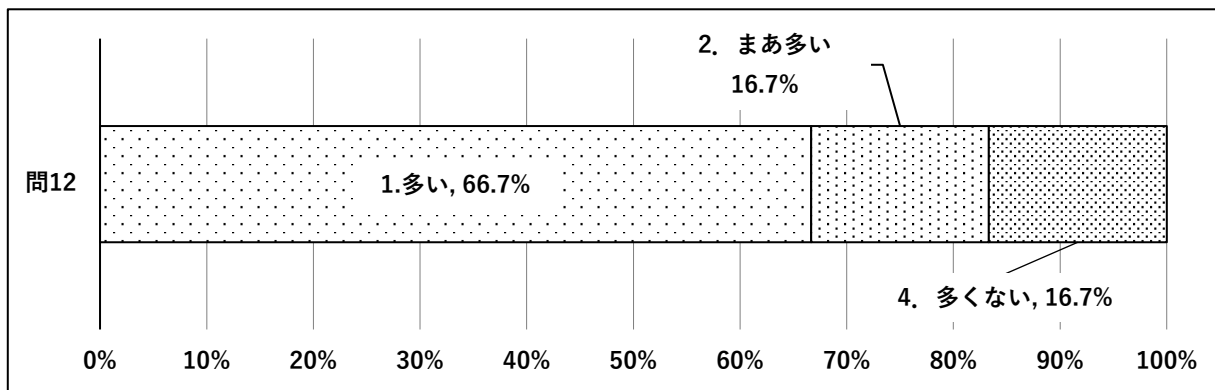


問11 この生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。

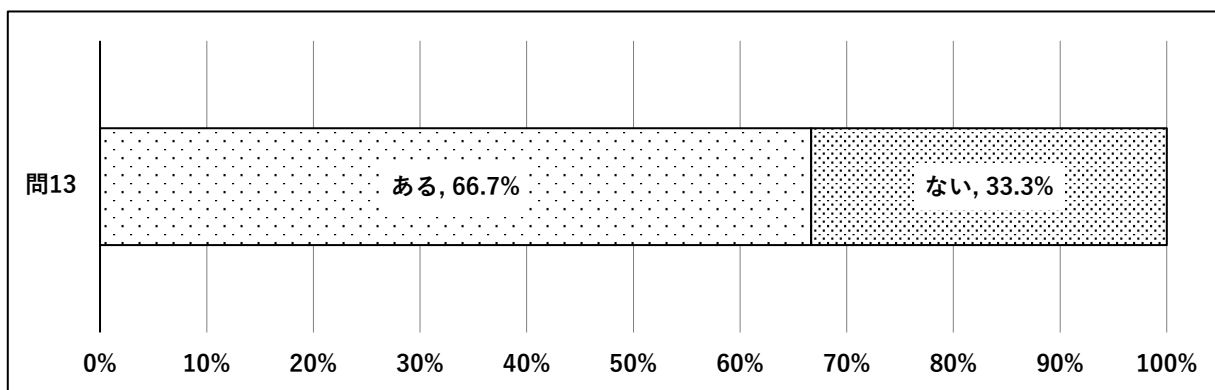
(1件重複回答あり：赤字)



問12 自由に過ごせる時間は多いですか。



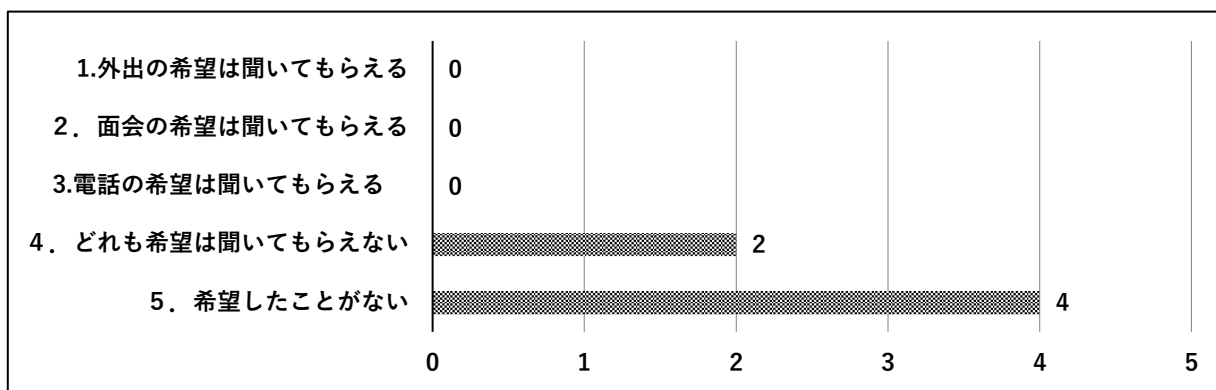
問13 自由時間で楽しいことはありますか。



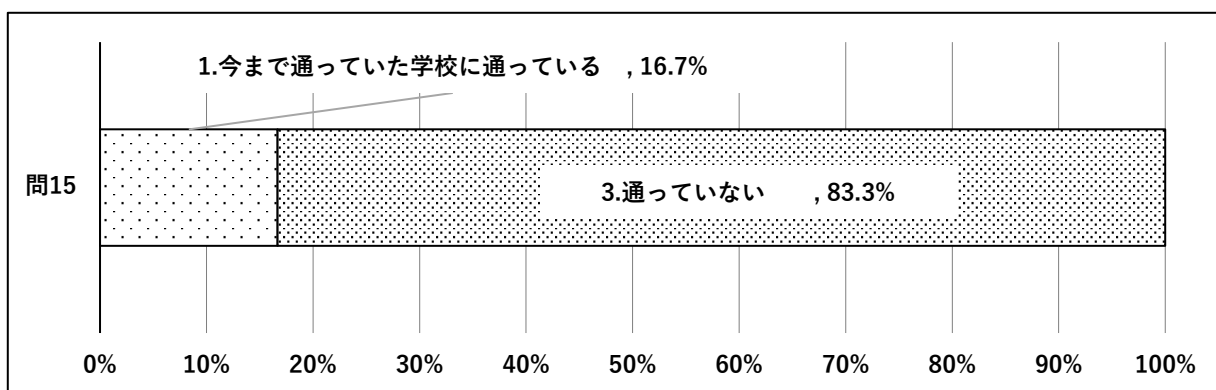
(自由時間で楽しいことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
テレビをみる
外であそんでる
マンガを読んだりできること。
・本を読む ・保護所で一緒にくらしている子と遊ぶ。

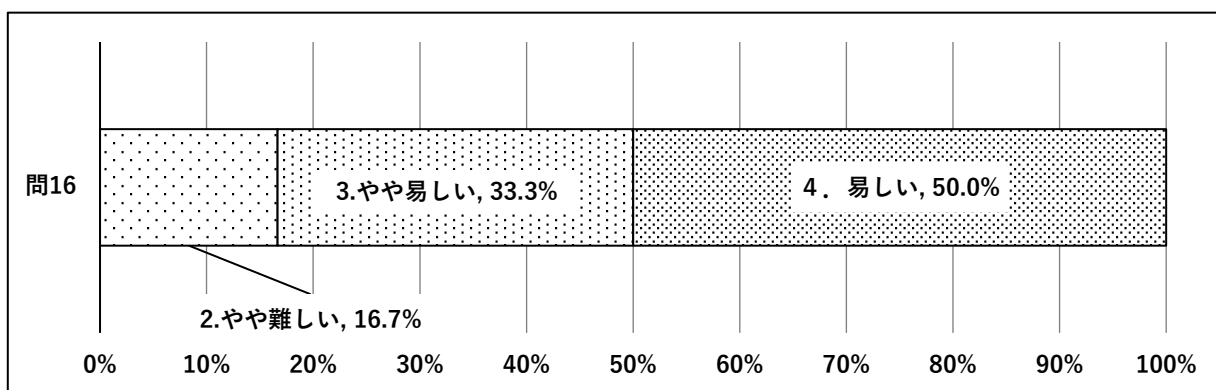
問14 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(複数回答可)



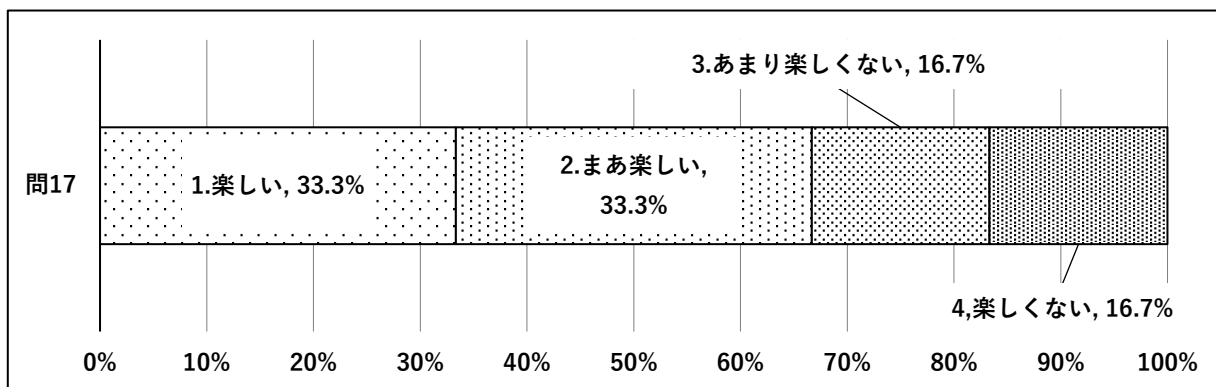
問15 ここから学校に通えていますか。



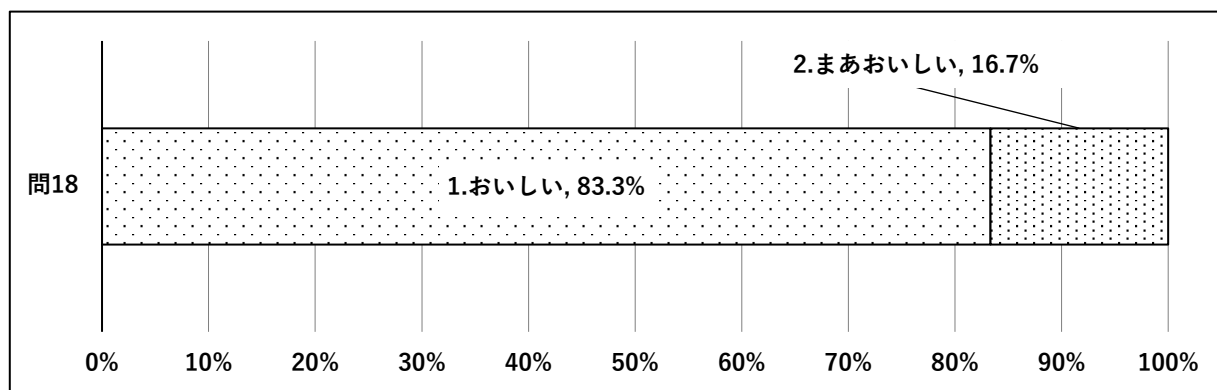
問16 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。



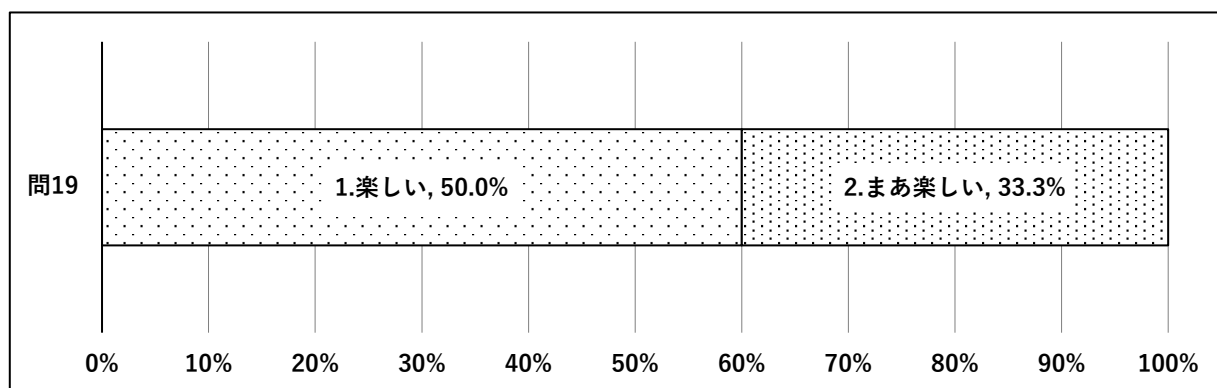
問17 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。



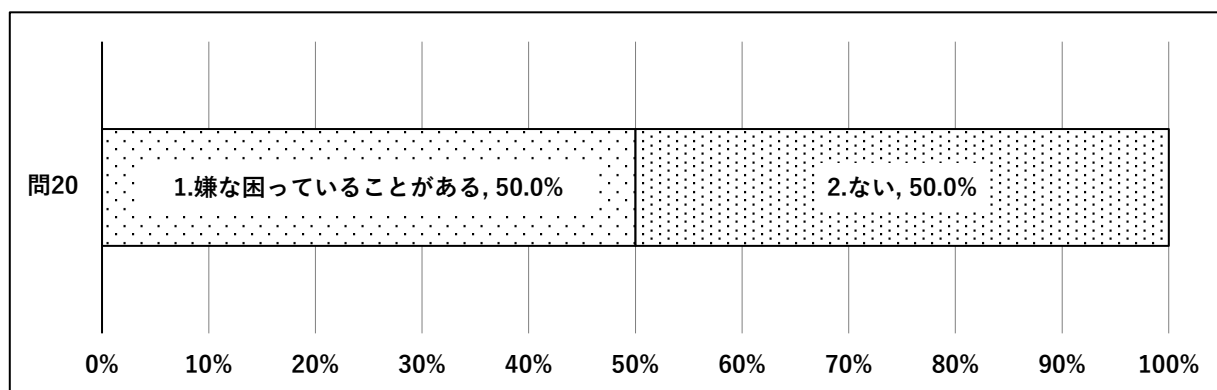
問18 食事はおいしいですか。



問19 食事の時間は楽しいですか。



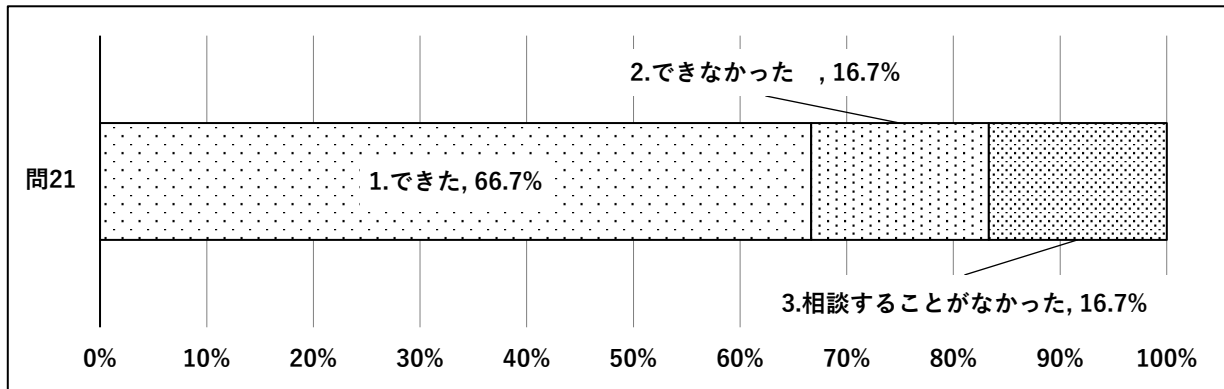
問20 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。



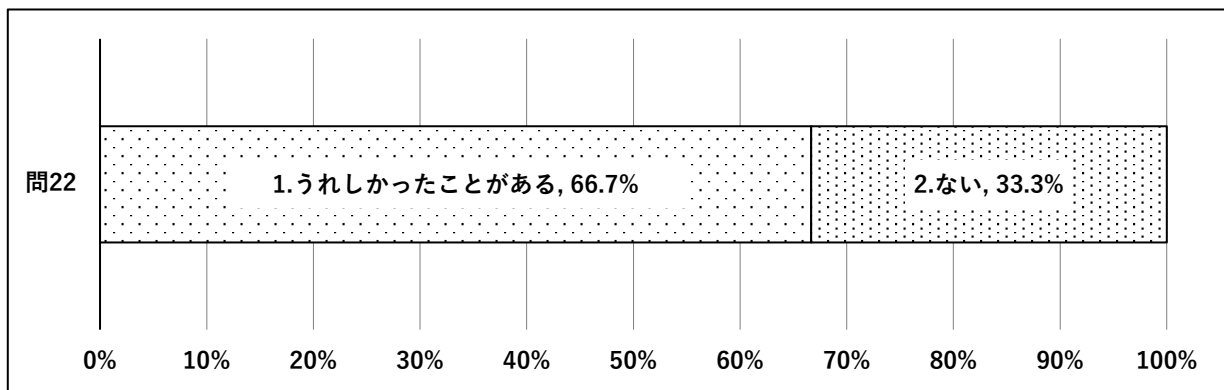
(嫌なことや困っていることについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
会いたい人と会えない。 連絡がとれない。
学校にいけないこと。 ラインなどができないこと。
・カミソリが使いにくい。 ・中・高生の寝る時間が早い。

問21 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。



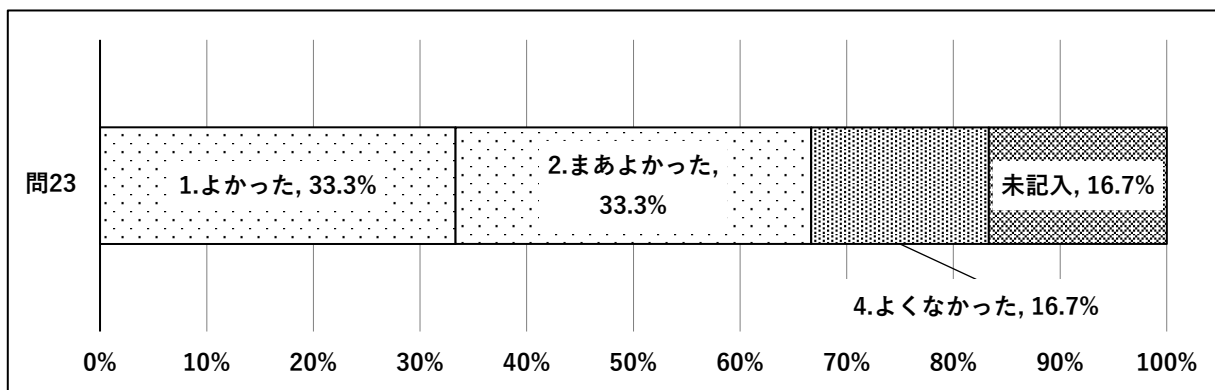
問22 ここでの生活でうれしかったことはありますか。



(うれしかったことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
ともだちかれきた
ごはん
食事がおいしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ご飯がおいしい ・ 本をいっぱいよめる ・ 自分に合わせて勉強できる

問23 ここでの生活(全体をとおして)はどうでしたか。



〈未記入コメント〉 わからない

問24 ここでの生活で変えてほしいことや、こうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

具体的に
・れんらくとりらい
・ママに会いたい
→被害者がなぜつらい思いをするのかわからない
・はやくでたい
・でれるめどを教えてほしい
こんえんであそぶ
スイッチの時間をふやしてほしいあとゆうちゅうぶも
スマホを使えるようにしてほしい。
ないない
今のじょうたいでも十分です。